都の入札契約制度等に関する要望への回答について

団体名 一般社団法人東京建設業協会

要望事項・回答

1. 働き方改革の推進

(1)週休2日の実現

東京都では「週休2日制確保試行工事」等の取組みを進めていただいており、工事現場における週休2日の取得は着実に進んでいる。

2024年度から適用される時間外労働時間の上限規制をクリアするためには、週休2日の実現は不可欠であるため、試行工事を拡大し、全ての発注工事において「週休2日確保」が確実となるよう取り組んでいただきたい。

【回答】

財務局では、平成 28 年度から、一斉に現場閉所する週休 2 日モデル 工事の試行を開始し、週休 2 日の実現に向けて取り組んできました。令 和 2 年 10 月、グラウンド・解体工事において、施工状況や天候等に応 じ柔軟に工程を計画できる受注者希望方式の週休 2 日モデル工事の試 行を開始しました。

今後とも、受注者など関係者との意見交換を行いながら、週休2日の 実現に向け、適切に対応していきます。

(2) 週休2日の実施に伴う必要経費の引き上げ

東京都では、週休 2 日の実施に伴う工事における補正係数は国に準じたものを導入しているが、実態と乖離しているとの意見が挙がっている。

週休 2 日を達成するためには、現在の補正係数では対応が難しいため、国の動向に先んじて、都独自での引き上げを実施していただきたい。

【回答】

都では、工事現場の週休2日の取組を促していくため、平成28年度から週休2日モデル工事を試行しており、必要となる経費として国に準じて労務費を補正し、実態に即した経費を計上することとしています。

モデル工事では、受注者に直接、補正の主旨を説明し、更に作業従事者まで着実に浸透を図るため、労務費の補正を行っていることを明示したポスターを工事現場に掲示しています。

今後とも、様々な施工現場の状況や国の動向を踏まえつつ、業界団体 の声も聞きながら試行を継続するとともに、引き続き適切な予定価格 の設定に努めます。

(3)契約・工事関係書類の簡素化

東京都では、工事関係書類の削減・簡素化に取り組んでおりますが、 とりわけ検査に係る書類については削減が進んでいない。

長時間労働の是正のために、受発注者共同による必要書類の徹底的な 見直しを行うなど、真に必要な書類を精査し、さらなる簡素化に向けて 取り組んでいただきたい。

【回答】

工事関係書類は、公共工事の品質確保や施工管理の観点から必要なものと認識しています。

一方、工事関係書類の削減・簡素化に取り組むことは、建設業における生産性向上を図り、働き方改革を推進するため重要です。このため、東京都技術会議において、財務局を含む8局が工事関係書類の削減・簡素化を行うモデル工事を実施して効果や課題の検証を行い、令和3年2月に「削減・簡素化が可能な工事関係書類」を選定しました。その後、各局において基準類の改定を行い、今年度から運用を開始したところです。

また、工事請負契約の検査については、この工事関係書類の削減・簡素化に向けた取組を踏まえて、実施していきます。

2. 生産性向上・建設 D X の推進

(1) ICT人材の育成・導入費用の支援

東京都では、リモート会議の拡大やウェアラブルカメラ等を使用した確認・立会(遠隔臨場)の試行などを実施されていますが、中小の会員企業にとってはICT人材の育成や導入に係るコスト負担がネックとなっている。

都内の建設現場のDXを推進するためにも、必要な機器類等の導入費用や人材の育成を支援していただきたい。

【回答】

建設現場のDXを推進するためには、現場の特性に応じた取組が重要であると認識しており、国等の動向を注視しています。

なお、令和2年4月に工事標準仕様書を改定し、ICT活用など生産 性向上に有効な工法等について提案できる規定を追加しました。

受注者から提案があった場合には、都としても必要な対応を行っていきます。

また、機器類等の導入費用や人材育成の支援については、関係局に申し伝えます。

(2)プレキャスト工法の活用

プレキャスト工法は、工期の短縮や省人化の効果が高く、建設現場の 生産性向上に寄与するものであるが、設計段階で反映されていないもの は設計変更の対象とならず、施工承諾により受注者が費用を負担してい る場合が多い。

工期短縮等の生産性向上にはプレキャスト工法の採用等、二次製品の 活用が不可欠であり、当初設計での採用をお願いしたい。

【回答】

財務局の工事では、敷地条件、施工条件、工程管理が厳しい現場など 必要に応じて、設計段階からプレキャスト工法を採用しています。

また、令和2年4月に工事標準仕様書を改定し、生産性向上に有効な 工法等について受注者が提案できる規定を追加しました。提案があった 場合には、協議の上、必要に応じて設計変更を行うなど、生産性向上に 積極的に取り組んでいきます。

(3) 受発注者のコミュニケーションの改善

受注者からの質問に対して、回答期日の予定や回答日の目安もないケースや、事務所、出張所内での確認に時間がかかるケースなどがあり、 円滑な施工に支障が出ることがある。

回答や回答期限を提示していただかないと、施工上の課題が解決できず、現場の生産性が低下し、受注者の働き方改革や週休 2 日の実現を妨げる要因となるため、国土交通省関東地方整備局で実施しているワンデーレスポンスを取り入れるなどし、迅速かつ正確な対応を徹底していただきたい。

【回答】

工事の品質を確保し施工を円滑に進めていくためには、受注者と発注 者が迅速に意思疎通を図ることが重要と考えています。

財務局では、受注後の工事現場において、週に1回、定例打合せを行うほか、問題が生じた場合、速やかに受発注者間で協議を進められるよう連絡先を明確にし、円滑な施工を行えるように対応してきました。

また、令和3年度から、情報通信環境を整備しWEB会議がより円滑に行える環境となりました。

今後とも、受発注者間の円滑な意思疎通を図り、働き方改革や週休 2 日の実現に向けた対応を行ってまいります。

(4)一般管理費の引き上げ

東京都では、入札時の最低制限価格や低入札価格調査基準価格を算定する際の算定式に中央公契連のモデルを使用しており、会社運営上必要な経費である一般管理費の算定率は55%となっている。

働き方改革に取り組むため、生産性向上に向けた設備投資や人材教育 費用等の本社経費が増えているため、適正な利潤が確保できるよう算定 率を 90%に引き上げていただきたい。

【回答】

最低制限価格や低入札価格調査基準価格の設定は、公共工事の品質確保とダンピング受注の防止のために、重要なものと認識しております。

これらの算出にあたっては、中央公契連モデルを使用し、算定式に見 直しがあれば、都においても随時対応してまいります。

3. 入札契約制度の改善

(1) 多様な入札契約方式の活用

東京都が行っているWTO案件の入札方式は、技術提案型総合評価方式のみであるが、工事等の仕様の確定が困難な場合などは、品確法 18条に規定される、技術提案を公募のうえ、その審査の結果を踏まえて選定した者と工法、価格等の交渉を行うことにより使用を確定したうえで契約ができる技術提案・交渉方式(ECI方式)の制度を導入していただきたい。

【回答】

WTO 協定の対象となる工事の案件においては、価格競争に加え、総合評価方式で発注する場合には技術提案型を活用し発注しているところです。工事の発注にあたっては、個別の案件の状況を踏まえ、設計図書において仕様等を定めた上で、適切な発注方式を選定することとしております。

なお、設計図書で定めた仕様等が、契約後において変更が生じた場合 には、設計変更を行うなど、適切に対応しています。

(2)積算に必要な情報の提供

入札参加者が適切に見積りできるよう、見積参考資料及び積算に使用 した工事工程表は入札公告時に公表していただきたい。併せて、さらに 積算を行いやすい資料とするため、見積りや特別調査により決定した単 価や設計成果品についても開示していただきたい。

また、入札時の設計図書等への質問に対して発注者の考えている施工 内容が十分に反映できるよう、明確な回答をお願いしたい。

【回答】

財務局が発注する建築工事においては、入札公告時、発注図書に工事 工程表を添付するとともに参考数量内訳書により積算数量を明示して おります。さらに、契約確定後は工事設計内訳書を公表し、積算に用い た単価等を明らかにしております。

また、入札時の質問に対しては、設計及び施工の内容が十分に反映できるよう、明確な回答に努めることに加え、工事請負契約書第1条に定める設計図書ではありませんが、参考数量内訳書についても質問があった場合は、発注者の積算の考え方を示すため、原則として回答することとしております。

(3)総合評価方式における課題

①技術力を考慮した総合評価方式の採用拡大

東京都の総合評価方式は、「施工能力審査型」「技術実績評価型」での発注が多く、「過去の工事成績評定」等の評価点は、都発注工事のみが対象となっており、都の実績がない企業は受注が困難となっている。

技術力を有するが都の実績がない優良企業の受注機会を確保するためにも、工事成績評価点の業種拡大や「技術提案型」「技術力評価型」の発注を増やしてほしい。

【回答】

総合評価方式では、確実な履行や品質の確保が期待できる反面、実績を有する事業者が技術点において有利となり得る面もあります。一方、競争入札は、法における入札の原則であり、多くの事業者に入札への参加機会を提供でき、新規の事業者であっても参入しやすい側面もあります。

こうした制度の特徴を踏まえつつ、個別の案件の事情も勘案した上で、発注部署において総合評価方式を適用すべき案件を適切に選定しています。

引き続き、案件に応じた発注方式を選定しながら適切に発注を行っていきます。

②事故及び不誠実な行為の実績点について

総合評価方式における企業の信頼性・社会性の評価方法の「事故及び不誠実な行為の実績点」は指名停止を受けた場合、減点期間が3年間と長期にわたっている。都の工事成績で優良な成績を有した場合などはその期間を短縮していただきたい。

【回答】

総合評価方式においては、企業の技術力や信頼性等を適切に評価する 観点から、一定期間における優良表彰や指名停止措置の実績等に応じ て、加点または減点しています。

引き続き、現制度を適切に運用し、技術力のある優良な事業者の育成を促していきます。

(4)建設キャリアアップシステムの普及促進に向けたインセンティブ の付与

技能労働者の処遇改善と現場の生産性向上を目的とした建設キャリアアップシステム(CCUS)は、将来にわたって地域を守る担い手を確保する視点からも、普及・定着が極めて重要である。

総合評価方式や工事成績評点での加点等のインセンティブを付与し CCUSの普及促進に取り組んでいただきたい。

【回答】

CCUSは、建設事業の担い手確保や労働環境の改善、ひいては工事の品質確保にも繋がるものと認識しており、都としても CCUS のリーフレットを建設業許可通知書の発送時に同封するなどして、その普及啓発に努めているところです。

一方、外部が行ったアンケートでは、CCUSの導入メリットが分かりづらいといった声もあり、業界全体における制度への理解促進が必要であると認識しています。

都としては、事業者団体の方々の声を聞きつつ、国の動向や都内建設 事業者等の合意形成の進展などについて注視を行うとともに、引き続き、情報提供や周知に努めていきます。

(5)入札における配置予定技術者の最終確認時期について

東京都の入札では、落札予定者となったものは配置する監理技術者等の最終確認をもって落札決定となることから、全ての入札参加者が開札時点で配置予定技術者のコリンズ登録を一旦除外するか、もしくは限られたコリンズ登録のない技術者に変更するといった対応をしている。また、落札予定者とならなかったものは、改めてコリンズ登録変更手続きをするなど配置予定技術者の選定に苦慮している。

開札時点での配置予定技術者のコリンズ登録状況の最終確認を落札 条件とせず、契約締結条件としていただくよう制度改正をお願いした い。

【回答】

建設工事の適正な施工の確保を阻害する恐れがあることから、監理技術者等の工期途中での交代については、原則認めておらず、適正化推進要綱に定められた場合に限り、変更を認めているところです。

また、落札決定にあたっては、技術者の専任配置が必要な案件においては、他の現場との兼任にならないことを確認したうえで、行うこととしております。

なお、今後、配置予定技術者の確認方法について、いただいたご意見 を踏まえ、確認してまいります。

(6) 中小建設業者が参加しやすい入札方式の積極的な採用

東京の経済・社会活動を下支えしている多くの企業は中小企業であり、当協会においても構成員の約7割は中小建設事業者である。

工事発注規模に応じた、入札参加にあたっての企業規模の再検証を進めるとともに、工事実績や技術力を考慮した JV 工事入札参加条件とするなど、中小建設業の受注機会をこれまで以上に確保する方策を検討していただきたい。

【回答】

中小企業が、地域社会の活力や都民生活の向上に果たす役割は重要であり、契約制度面からも、中小企業を後押しすることは必要だと認識しています。

そのため、分離分割発注や等級別発注を図ることに加え、大企業と都内中小事業者との JV 結成を義務付ける技術者育成 JV モデル工事を試行しています。

こうした取組により、引き続き中小事業者の受注機会確保を図っていきます。

都の入札契約制度等に関する要望への回答について

団体名 一般社団法人東京都中小建設業協会

要望事項・回答

I.入札契約制度改革

① 予定価格の事前公表案件の拡大について

近年重ねてお願いしております予定価格の事前公表について、積算の 負担軽減の観点から低価格帯(建築 4.4 億円未満、土木 3.5 億未満)の案 件では見直しが行われましたが、多くの中小企業が入札に参加している、 A 等級の価格帯(予定価格 9 億円未満)の工事案件まで事前公表を拡大し ていただきたい。

【回答】

予定価格の公表時期を事後とすることで、事業者の適切な見積もりを 促し意欲と能力がある事業者が入札に参加しやすい環境をつくるととも に、見積もりをせずに応札する不良不適格事業者の排除につながり、競 争性、透明性、品質確保等に寄与するものと考えています。

また、見積もりにあたっては、中小企業の事務負担にも考慮をし、低価格帯の案件は事前公表としており、この線引きについては、落札状況や応札行動等の定点観測を続け、検証していきます。

② 入札可能業者の限定について

昨年度の意見交換会において、東京都における入札可能業者を都内本店業者のみとしていただきたいという要望に対し、「より多くの企業に広く受注機会を与えること、競争性を確保することといった基本的な考え方のため、都内に本店がある事業者のみを入札参加条件とすることは困難」というご回答をいただいたところではありますが、防災体制強化の観点から再度要望いたします。東京都では様々な大災害に備えて防災体制を取っておられますが、私共、都内本店業者(地場業者)も、東京都をはじめとする行政との協定に基づき、有事の際に速やかに初動対応を行うべく日ごろから備えております。都内に支店・営業所がある企業の入札を可能にすることは、地場業者の受注機会減少、経営状況の悪化へとつながり、有事の際に対応することが困難になることが予測されます。他県では、特殊工事を除く工事では支店・営業所の入札は参加不可としております。東京都でも入札参加条件の見直しをお願いいたします。

【回答】

東京都の発注する契約においては、より多くの企業に広く受注機会を与えること、競争性を確保することといった基本的な考え方があり、都内に本店がある事業者のみを入札参加条件とする取扱いは行っていませんが、指名選定にあたっては、地域の建設事業者の受注機会の確保や地域経済の振興といった観点から、発注工事の施行場所付近に営業所を有する事業者を優先的に指名しています。

また、希望制指名競争入札における指名者数は原則 10 者とされていますが、財務局契約第一課においては、平成 29 年 7 月 10 日付で公表した「東京都工事請負指名業者選定基準における選定業者数の試行について」により、希望者が 10 者を越えた場合には、都内本店の中小企業者は10 者を越えて指名しているところです。

③ 共同企業体工事について

1. 現在、技術者育成モデル JV 工事の入札参加条件では、第一順位企業は大企業のみに限定されておりますが、該当業種 A 格付企業(都内本店中小企業を含む)の追加をお願いいたします。

共同企業体工事は中小企業の技術研鑽の機会となりますが、第一順位となる企業を大企業と限定せず、A 格付企業の中小企業とした場合でも十分にその目的を果たすことが可能であると考えます。なぜなら、A 格付企業に該当する中小企業は、東京都発注工事の入札において「技術者育成モデル JV 工事」対象工事の規模以上の工事案件において単体及び第一順位企業として参加している企業であり、また優良工事表彰を受けている企業も多く、第二順位企業が技術を学ぶ対象として申し分ないと言えるからです。

【回答】

都では、中小企業の技術力研鑽の機会を創出し、建設業全体の技術力の確保・向上を図ることを目的として、大企業と中小企業による共同企業体の結成を入札参加条件した「技術者育成モデル」V工事」を試行しております。

引き続き、この制度の活用を通じ、中小企業の技術力向上を支援してまいります。

2. 東京都財務局発注の混合入札(単体企業又は共同企業体申込可)案件において、共同企業体での申し込みにつきましては、上記③-1.と同じ条件にして頂きたい。そうすることで若手技術者が技術を学ぶ機会を増やし、又、技術者育成モデル JV 工事は第二順位の契約する本店の地域要件はありませんので、中小建設会社の受注機会確保と工事実績の確保につながるものと考えます。

【回答】

都では、事業者の規模や能力等に応じて事業者を等級別に区分し、事業者の方々には発注金額に応じて競争に参加していただくこととしています。

その上で、より多くの方が入札に参加しやすい環境を作り、競争性や透明性を高めるため、混合入札を導入すると同時に、意欲と能力のある中小企業が参加しやすいよう入札参加条件を緩和するなどの取組も行いました。

こうした取組を行いながら、引き続き、中小企業の受注機会確保を図ってまいります。

④ JV 結成時の第 2 順位以下の構成員の罰則緩和について

共同企業体が施工した工事において、指名停止要件に該当した場合の 罰則について、第2順位以下の構成員においては、指名停止に対する減 点への緩和措置を講じていただきたい。指名停止制度が、都における契 約事務の適正な執行を確保するために必要な制度であることは理解して おりますが、中小企業の受注機会確保のための取組みとして、その後の 工事で優良工事に選定された場合には、減点分を相殺していただく罰則 緩和のご検討をお願いいたします。

【回答】

都が採用する共同企業体の制度は、工事を共同連帯して営むものであり、指名停止要件に該当した場合は、当然に全構成員が指名停止措置の対象としています。

総合評価方式においては、共同企業体内の順位によって差異を設けることなく、企業の技術力や信頼性等を適切に評価する観点から、一定期間における優良表彰や指名停止措置の実績等に応じて、加点または減点しています。

引き続き、現制度を適切に運用し、技術力のある優良な事業者の育成を促していきます。

II.働き方改革の推進

①生産性向上に向けての書類簡素化と書類作成期間について

書類の削減・簡素化につきましては、近年続けて要望しており、東京都におかれましても様々な取組をされていることと存じます。しかし現状、建設業における生産性向上・働き方改革の推進に寄与するほどの成果は出ていないと言えます。2024年4月から適用される時間外労働の上限規制を遵守できなければ、法律違反となり、施工不可能な状況に陥る業者が数多く出ることが予想されます。時間外労働の削減には、書類の削減・簡素化は不可欠であり、現状から50%の削減を要望いたします。

一方で、これまでの各局との意見交換会等を通し、一朝一夕に大幅な削減・簡素化ができるものではないということも理解しております。また、工期設定につきましても、適正な工期設定を確保していただいていることとは思いますが、各社の現場担当者が、書類作成に追われて長時間に及ぶ時間外労働を行っているのもまた事実です。そのため、施工完了後に、後片付け期間とは別に書類作成期間を設けることをご提案させていただきますので、ご検討をお願いいたします。

【回答】

工事関係書類は、公共工事の品質確保や施工管理の観点から必要なものと認識しています。

一方、工事関係書類の削減・簡素化に取り組むことは、建設業における生産性向上を図り、働き方改革を推進するため重要です。このため、東京都技術会議において、財務局を含む8局が工事関係書類の削減・簡素化を行うモデル工事を実施して効果や課題の検証を行い、令和3年2月に「削減・簡素化が可能な工事関係書類」を選定しました。その後、各局において基準類の改定を行い、今年度から運用を開始しています。

工期設定に当たっては、工期に関する基準(令和2年7月20日付中央建設業審議会決定)を踏まえ、具体的には、新築・改築・増築の工期は、(一社)日本建設業連合会の「建築工事適正工期算定プログラム」を参考に設定し、直接工事に必要な日数のほか、機器の調整・検査期間・施工条件や休日等を考慮した日数を加え、工事段階に必要な期間を確保しています。

今後とも適正な工期の確保と合わせて書類の削減・簡素化を推進していきます。

②現場管理費・一般管理費の引上げについて

中小企業が多く入札に参加している、A 等級の価格帯(予定価格 9 億円未満)の工事について、最低制限価格(低入札価格調査基準価格)を算定している中央公共工事契約制度運用連絡協議会(中央公契連)で使用している算定率の現場管理費 90%、一般管理費の 55%を一律 95%に引き上げることを要望します。

2024年に適用される働き方改革関連法(4週8休による完全週休二日と時間外労働の上限規制)を遵守した上で、建設業で働いている技能者・技術者・事務職員等の処遇改善と若手技術者の人材確保・教育を行うには、企業の適正な利潤確保が必要となりますが、長引くコロナ禍、原材料や燃料などの価格高騰、そして激しい価格競争などにより、建設業を取り巻く環境は大変厳しくなっております。また、現場における働き方改革推進のために、事務業務(写真整理、書類作成等)について、バックオフィスの事務職員による支援や、アウトソーシングによる時間外労働の削減を図っておりますが、これらの対応は中小企業にとっては非常に負担が大きく、現状の算定率の下では多くの企業は行うことができません。

中小建設業者が働き方改革と適正利潤の確保を実現するためには、算定率の引き上げが不可欠と考えます。

【回答】

最低制限価格や低入札価格調査基準価格の設定は、公共工事の品質確保 とダンピング受注の防止のために、重要なものと認識しております。

これらの算出にあたっては、中央公契連モデルを使用し、算定式に見直しがあれば、都においても随時対応してまいります。

なお、契約締結後、賃金または物価の変動により契約金額が不適当になった場合は、契約金額の変更を請求できるよう契約約款にスライド条項を定め、この適切な運用を図るよう庁内に周知するとともに、ホームページに手続きなどを掲載し事業者の理解促進に努めています。

都の入札契約制度等に関する要望への回答について

団体名 一般社団法人東京電業協会

要望事項・回答

○安定的・持続的な工事発注量の確保について

新型コロナウイルス感染症の拡大による影響で景況感が分かれる中、今後改善傾向の兆しはあるものの、国内経済は全体的に厳しい状況となっています。

建設業は、都民生活や産業活動を支える基盤となる社会資本やライフラインの良質な整備を通じて、都市の発展に貢献していくという役割を担っているものと考えており、我々電気設備工事業界としても使命感をもって企業活動を展開しております。

今後とも、こうした使命を果たしていくためには、健全な企業経営のもとに将来を担う人材の確保・育成等を行う必要があり、そのためには工事量と適正な利益の確保が必要です。こうした観点から、公共工事につきましては、安定的・持続的な発注量を確保していただきますようお願いいたします。

【回答】

公共工事の発注については、それぞれの事業所管局において、事業計画に基づいて各事業の必要性や優先度を見極めた上で、適切に行われるものと認識しています。

あわせて、将来を担う人材の確保・育成に資する働き方改革の取組として、改正品確法の趣旨を踏まえ、債務負担行為や繰越明許費等を活用した施工時期等の平準化に積極的に取り組んでいきます。

○分離発注の継続実施について

電気設備の専門化・高度化に伴い、電気設備工事の入札契約については、分離発注が最も合理的な発注システムであると考えております。電気設備工事を分離発注にすることにより、発注者に満足度の高いサービスを提供するという品質を確保することができるとともに、電気設備工事の重要性と独立性を踏まえ、分離独立した部門として確かな施工責任を負うことが可能となります。

また、分離発注によって、専門工事業者として蓄積した知識・経験と技術を基に、省エネ・BCP(事業継続計画)・脱炭素化等の社会的要請に対して応えることができます。

私どもは業界の総力を挙げて分離発注推進の運動を展開しております。 東京都におかれましては、従来から電気設備工事の分離発注を実施してい ただいておりますが、今後とも継続していただきますようお願いいたしま す。

【回答】

都では、中小企業が地域社会の活力や雇用の創出など、都民生活の向上に果たす役割を踏まえ、分離分割発注によって、中小企業の受注機会の確保を図っています。

業種ごとに工事を分離発注することで、事業者の専門性が発揮される効果を期待するとともに、発注ロットを適切に分割することで、技術力のある事業者間での競争環境の確保が図られると考えております。

今後とも原則として分離分割発注を徹底するよう、各局に周知していきます。

○中小企業育成支援策として総合評価方式での新たな加点項目の設定について

都民生活においてインフラの保守・更新は、安心・安全な生活を維持するうえで大変重要であり、その大半を各地域の建設業を営む中小企業が担っています。安心・安全な都民生活を守るうえで、中小企業の育成と持続的な企業活動を支えることは、公共発注者の責務でもあると言えます。

中小企業の育成と受注機会の確保という観点から、総合評価方式における新たな評価方法として、中小企業が有する施工地域における優秀な工事成績について、新たに独立した加点項目にすることによって、中小企業と共同企業体を結成することの重要性が増すことが期待され、地域で活躍する中小企業の受注機会が創出されると考えます。

地域のインフラを支える中小企業の受注機会の確保に繋がるこの取り 組みについて、ご検討をお願いいたします。

【回答】

都では、過度の低価格競争を抑制し、中長期的に工事品質の確保を図るため、総合評価方式の適用を推進しています。

中小企業の受注機会の確保など、JV が果たしている役割も認識しており、平成 30 年 6 月、入札契約制度改革の本格実施の際、都内中小企業と JV を組んだ場合における総合評価方式での加点を拡大しました。

一方、新たに加点する評価項目を設定することについては、品質確保 への有効性や入札の公平性・競争性などの観点から、慎重に判断してい きます。

○建設業における週休 2 日の実現について

建設業では、時間外労働について 2024 年 4 月 1 日から罰則付き上限規制が適用されることを見据え、その是正に向けスピード感を持った積極的な取組が必要であり、対応策の中心となる「週休 2 日推進」の取組を進めています。

東京都では、発注者指定型や、受注者希望に応じて休日を設定できる週 休二日モデル工事等に取り組んで頂いておりますが、対象案件が少ない状 況です。

電気設備工事は建築工程の影響を受けやすく、単独での週休二日の実施は難しく、発注者指定型での工事発注が、週休二日の確保を確実なものとします。発注者指定型の対象案件拡大をお願いいたします。

また、改修工事等、電気設備工事単独現場では、工程に合わせて休日を 平日に振り替えることが可能となる取り組みや、現場休息の活用など休日 の確保に向けた柔軟な対応が可能となる制度を、引き続き継続していただ くとともに、対象案件の拡大をお願いいたします。

【回答】

財務局では、平成 28 年度から発注者が指定する土日を休みとするモデル工事の試行を開始し、週休 2 日の実現に向けて取り組んできました。令和 2 年 10 月からは、グランド工事・解体工事において、受注者の希望に応じて休日を設定できるモデル工事を始めています。このことにより例えば、4 週間の土日祝日のうち 4 日間を休日とし、残りを平日に振り替えることが可能となることで、受注者は施工状況等に応じ、工程を柔軟に計画できます。

引き続き、様々な施工現場の状況を踏まえつつ業界団体の声も聞きながら、働き方改革の取り組みを進めていきます。

○関係書類の簡素化・削減について

現場従事者は、現場管理や工程調整、提出書類の作成等、業務は多岐に わたります。なかでも、工事提出書類は作成する書類量が多く、長時間労 働発生の要因の一つとなっています。

昨年度、工事関係書類の削減・簡素化について、関連基準類を改定する 予定とお伺いしました。現状の状況と今後の導入スケジュールについてお 聞かせください。

現場従事者の時間外労働是正に向けて早急なご対応をお願いいたします。

【回答】

工事関係書類の削減・簡素化に取り組むことは、建設業における生産 性の向上を図り、働き方改革を推進するために重要です。

このため都では関係局が連携し、工事関係書類の削減等の効果を検証するモデル工事を各業種で行い、受注者と都の監督員の意見も聞きながら効果を確認してきました。その結果、各局が共通して使用する統一様式32様式のうち11様式の削減、簡素化を図ることとし、財務局においては令和3年3月に受注者等提出書類基準を改正しています。

このような取り組みから、書類の削減・簡素化を推進しています。

○受発注者間の協議・情報共有の迅速化に向けたワンデーレスポンスの規定 化について

受注後、工事現場において予見不可能な諸問題が発生した場合、受発注者による協議・承諾等に時間を要し、工程に影響が生じたときには現場従事者の大きな負担となります。

受発注者間の協議等でかかる負担を軽減させるため、受注者からの質問・協議への回答は基本的に「その日のうち」に対応するという、いわゆる「ワンデーレスポンス」の採用をお願いいたします。

この「ワンデーレスポンス」をルールとして明確に規定し、全ての現場において発注者が厳守する事項とし、実施してだきますようお願いいたします。

【回答】

工事の品質を確保し施工を円滑に進めていくためには、受注者と発注 者が迅速に意思疎通を図ることが重要です。

このため受注後の工事現場において、例えば予見していなかった問題が生じた場合、速やかに受発注者間で協議を進め、円滑な施工を行えるように対応してきました。

今後とも、受発注者間の円滑な意思疎通を図るように努めていきます。

○発注時期の平準化について

建設業では1年間の中で繁閑の差が大きいため、繁忙期は長時間労働の 発生や労務資機材の確保が困難となるケースもあります。また、不足する 人材を効率的かつ効果的に配置するためにも、繁閑期の差が無い環境作り が不可欠であります。

東京都では、令和3年度設備平準化率0.8の達成に向けて取り組みが進められておりますが、更なる発注時期の平準化を進めていただきますようお願いいたします。

【回答】

都では、現場の稼働状況を平準化させるため、平準化率(年度の平均 稼働件数に対する4~6月の平均稼働件数の比率)を指標として導入し ており、令和3年度末を目標とする具体的な目標値を業種ごとに定め、 債務負担行為や繰越明許費等を活用した施工時期等の平準化に積極的に 取り組んでおります。

引き続き、全庁をあげて平準化にかかる取組を確実に推進していきます。

○概成工期の取り扱いについて

電気設備工事においては、前工程の建築工事の進捗に影響され、工期が逼迫することが多々あります。

工期が逼迫すると、計画外の人員確保や資機材の調達によるコストの増加をもたらすとともに、前工程に遅延があっても竣工日は変わらず、工期を厳守するため休日を返上しての作業等を招く要因ともなり、現場従事者の大きな負担となります。

このため、他工種に影響されず、適正な施工期間を確保するためにも、概成工期の設定と、厳格な運用が重要となります。

現在、東京都財務局では、統括電気主任技術者による竣工6ヵ月前、1ヵ月前に現場実査を実施していただいておりますが、6か月前の現場実査で工程遅延等が確認できた場合には、3か月前にも現場実査を実施するなど、各工種の工程遅延確認と適切な指導を行うようお願いいたします。

また、現場実査を発注者として厳守する事項として特記仕様書に記載するとともに、定例会等を通し積極的に工程管理へ関与いただき、後工程の設備業者にしわ寄せが発生しないようご支援ご指導をお願いいたします。

【回答】

財務局の工事においては、機器等の総合試運転や調整期間を確保するため、(一社)日本建設業連合会の「建築工事適正工期算定プログラム」を活用し、適切に概成工期を設定するとともに、発注図書の一部である特記仕様書に記載しています。

また、監督員は設計図書に基づく工程の管理、施工状況の確認を行い、各工種間の調整を図って概成工期が遵守される様、受注者に指示等をしています。

ならびに、財務局の保安規程に基づく自主検査を円滑に実施するため、 受電(概成工期)6か月前と1か月前に、統括電気主任技術者が現場実査を 行うとともに、総合定例会で各工事の監督員や受注者に対して助言を行っ ています。

引き続き、概成工期の遵守について、周知・徹底を図っていきます。

○資機材の急激な高騰について

昨今、銅ベースは昨年4月時点と比べると約2倍近くの価格となり、アルミや鉄等でも同様な現象がみられています。こうした素材・原材料の価格高騰は、資機材の調達価格はもちろん工事原価に直接的に影響をし、工事請負者の大きな負担となっています。

積算資料、建設物価の調査価格は、調査から公表までに2か月程度のずれが生じることや、資材価格をタイムリーに反映できていないケースもあり、契約後受注者から急激な価格変動に対応し協議の申し立てがあった場合には、適切にスライド条項を適用していただくようお願いいたします。

また、予定価格の設定についても、資機材の価格上昇など市場実態や物価動向を反映したものとなるようお願いいたします。

併せて、資機材の供給不足等により納期遅延が発生しており、適切に工 期延伸等の協議を行っていただきますよう、お願いいたします。

【回答】

契約締結後、賃金または物価の変動により契約金額が不適当になった場合は、契約金額の変更を請求できるよう契約約款にスライド条項を定め、この適切な運用を図るよう庁内に周知するとともに、ホームページに手続きなどを掲載し事業者の理解促進に努めています。

予定価格については積算基準に基づき、適切に積算を行っています。 積算に当たっては、最新の公共工事設計労務単価及び資材単価を適用 し、特に主要資材である電線類等については毎月価格改正を行っている ところです。

また、工期に影響を与える状況が生じた場合は、工事請負契約書に基づき設計変更などの措置を講じており、今後も適切に取り組んでいきます。

都の入札契約制度等に関する要望への回答について

団体名 一般社団法人東京都電設協会

要望事項・回答

1. 現行の工事発注方式の堅持

現行の分離・分割発注方式は、今後も堅持していただきたい。

建築物全体の取得コストを低減させるため、建築一括発注方式を採用すべきとの意見が一部にあるが、一括発注方式では、電気工事業者のような専門工事業者はすべて下請業者となり、多くの事業者が建築業者からのコスト削減要求や、ダンピング競争にさらされるばかりでなく、元請業者としての工事実績を積む機会を失うことにもなる。

コストの透明性や品質の確保という点で、現行の分離・分割発注方式の 方が優れており、東京都では、今後もこれを堅持すべきであると考える。

【回答】

都では、中小企業が地域社会の活力や雇用の創出など、都民生活の向上に果たす役割を踏まえ、分離分割発注によって、中小企業の受注機会の確保を図っています。

業種ごとに工事を分離発注することで、事業者の専門性が発揮される効果を期待するとともに、発注ロットを適切に分割することで、技術力のある事業者間での競争環境の確保が図られると考えています。

今後とも原則として分離分割発注を徹底するよう、各局に周知していきます。

2. 平成30年度実施制度の長期継続

平成30年6月25日より本格実施となった新たな入札契約制度を、長期にわたり継続実施していただきたい。

入札契約制度は行政執行に係わる極めて重要な制度であり、安定的な適用が求められるものであると考える。

【回答】

当面は現在の入札契約制度を安定的に運用しつつ、データの検証や業界団体との意見交換により、建設業界を取り巻く状況を常に見定めながら、時代時代にあったより良い入札契約制度の構築を図っていきます。

3. 4週8閉所の実現

(1) 指導の徹底と予算の確保

政府の「働き方改革実行計画」により、改正労働基準法による罰則付きの時間外労働の規制は、建設業については、施行から2024年までの5年間、適用が猶予されているが、国土交通省からの要請もあり、業界団体による週休二日実現に向けた計画が策定され、18年度は4週5閉所、19年度は4週6閉所以上、2021年度末までに、4週8閉所を実現するとの目標が掲げられ、2018年4月より実施されている。

しかしながら現実は、官民の工事を問わず、建築主体工事業者による土曜日の 閉所は行われず、ほとんど毎土曜日に作業が行われているのが現状である。

このような状況を踏まえ、東京都発注の公共工事において働き方改革の一環として週休二日制を導入するについては、確実に週休二日を実現できるよう、建築主体工事を行う企業への土曜日の現場閉鎖・入場禁止の指導の徹底等、思い切った策を講じていただきたい。

また、週休二日を実現するための十分かつ適切な工期を設定するとともに、工期に見合う経費の計上、予算の確保も適切に行っていただきたい。

【回答】

建設業の持続的発展のためにも働き方改革は重要であると認識しています。このため、財務局では一斉に現場閉所する週休2日モデル工事を平成28年度から試行しているところです。モデル工事の入札条件として「東京都の休日に関する条例」に規定する休日には原則工事を行わないこととしており、土曜日が含まれます。

なお、週休2日に取り組む際に必要となる経費として、労務費の補正を行っています。

工期設定に当たっては、工事に直接必要な日数のほか、施工条件や休日等を考慮した日数を加え、工事段階に必要な期間を適切に確保しています。

具体的には、新築・改築・増築の工期は、(一社)日本建設業連合会の「建築工 事適正工期算定プログラム」を参考に設定しています。

今後も業界団体の声を聴きながらこの取組を進めていきます。

(2) 設定工期の見直し

現状、主体建築工事において概成工期内に工事が完了せず契約工期ぎりぎりに完了となる現場が見受けられ、そのしわ寄せは、付帯設備業者が被っております。改善する方策としては、同時竣工が難しいという現状から建築工事と設備工事の工期をずらすことによって建築工事の遅れが設備工事の実工期に影響を与えることがないようにすることも検討いただきたい。

例えば、以前一部工事で実施していた工期「主体工事の竣工+14日」を"設備工事を含めた竣工日"に設定する扱いを復活することも一つと考える。

【回答】

財務局では工事を確実に完了し、円滑に施設の供用を開始するため、設備工事の工期を建築工事と同時にしています。工期設定に当たっては、工事の各段階に必要な期間を適切に確保するとともに、設置機器等の総合試運転や調整期間を確保するため、受電時期となる概成工期を適正に設定し、発注図書の一部である特記仕様書に記載しています。

また、監督員は設計図書に基づく工程の管理、施工状況の確認を行い、各工種間の調整を図って概成工期が遵守される様、受注者に指示等をしています。

ならびに、財務局の保安規程に基づく自主検査を円滑に実施するため、 受電(概成工期)6か月前と1か月前に、統括電気主任技術者が現場実 査を行うとともに、総合定例会で各工事の監督員や受注者に対して助言 を行っています。

引き続き、受注者に対して工程管理の重要性について理解を求め、概成工期の遵守を図っていきます。

4. 財務局発注案件における重複申込可能な制度の導入

財務局発注案件についても、他の部局と同様に、件名の重複申込ができる制度を導入していただきたい。

財務局発注案件に関する現行の入札契約制度では、1件名について申込から入札までの期間に1ヶ月半から2ヶ月を要し、受注できない場合、別件を改めて申し込むこととなるため、入札時に選定した技術者が遊んでしまうリスクを抱えることになっている。

入札者数を増やして活性化を図るためにも、件名の重複申込ができる制度の導入が必要と考える。なお、1件でも落札した場合、他は辞退とする。

【回答】

財務局契約第一課発注の9億円未満の電気設備工事については、希望申請中又は希望指名中の別案件がある場合、原則として重複の希望申請を不可としています。

これは、できるだけ多くの事業者に受注の機会を提供するとともに、 安易な希望申請を排除し、希望申請した案件について最後まで責任をも って応札していただくことを目的として従来から長く運用しているル ールであり、業界全体にも広く浸透しているものと認識しています。

ご指摘の通り、現行のルールにおいては、希望した案件を落札できなかった場合、予定していた技術者に1ヶ月以上の空白期間ができてしまうケースが考えられます。技術者不足が顕在化している今日においては、切実なご要望であると受け止めています。

一方、重複希望を可能とした場合、技術者を多数有する事業者など特定の事業者に受注が偏ったり、安易な入札辞退を誘発する等のデメリットも考えられます。

今後、こうした考え方に基づき、希望申請の状況や業界全体のご意見、 さらには他の業種とのバランスも併せて考慮しつつ、慎重に対応すべき 問題と考えています。

5. LED照明のリース契約不採用の継続

東京都が行うLED照明の導入推進は、街路灯を含めてリース契約を採用しない旨の回答をいただいているが、電気工事業界の健全かつ継続的な発展のためにも、改めて、この方針の継続をお願いしたい。

【回答】

所管の建設局に確認したところ、リース契約を採用する予定はなく、 引き続き、工事発注を行うと聞いています。

6. 意見交換の機会と業界団体の活動に対する支援の継続

今後とも、業界・事業者団体との意見交換の場を設けていただくととも に、団体が開催する知識や制度情報の普及・啓蒙のための講習・研修会な どへ職員の方を講師として派遣していただくなど、その活動への協力と支 援をお願いしたい。

【回答】

より良い入札契約制度を構築するためには、業界団体との意見交換は 重要であると考えており、今後も実施させていただきたいと考えていま す。

また、講習会等への講師派遣につきましても、引き続き実施していき ます。

7. 入札スケジュールの事前公表

入札情報サービス(https://www.e-procurement.metro.tokyo.jp/SrvPublish)の年間発注予定情報などで発注予定案件を事前に公表していただいているが、不確かな面があり、応札者としては計画的な入札参加をし難いところがある。そこで、開札の1~2か月前には案件情報を公表していただきたい。そのことで、応札者は案件情報を精査、調整可能となり計画的な入札参加に取り組み易くなる。入札不調・不落の発生を減じることにも繋がると考える。

【回答】

案件情報の公表時期は、工事の規模等によって、必要となる公表期間 や見積り期間などを踏まえ、適切に設定しているところです。

また、年間発注予定情報は、事業者の方にとって技術者等の配置を計画的に行い、受注計画を立てるにあたっての重要な情報であり、ひいては、都の着実な事業進捗に繋がるものであると認識しています。

そのため、年間発注予定情報については、随時更新の徹底と四半期ごとの定期確認を行うよう各局に対して働きかけており、迅速かつ正確な情報提供に努めているところです。

ご指摘の点を踏まえつつ、引き続き、年間発注予定情報の精度を高め、 入札に参加しやすい環境づくりに取り組んでいきます。

8. 価格高騰や資材不足に対する適切な対応

現状新型コロナ感染症の影響で電設資材の価格高騰、納期の遅延等先行きの見通せない状況である。世界的な半導体不足、銅や鉄の高騰により、電設資材全般で、価格の高騰と共に納品も定まらず、円滑な施工に支障を来す状況にあるといえる。

そこで、価格については単品スライドの運用、工期については当初の工期設定の変更等状況に応じては遅らせるなどの弾力的な対応を迅速且つ適切に行っていただきたい。

【回答】

契約締結後、賃金または物価の変動により契約金額が不適当になった場合は、契約金額の変更を請求できるよう契約約款にスライド条項を定め、この適切な運用を図るよう庁内に周知するとともに、ホームページに手続きなどを掲載し事業者の理解促進に努めています。

また、工期に影響を与える状況が生じた場合は、工事請負契約書に基づき設計変更などの措置を講じており、今後も適切に取り組んでいきます。

都の入札契約制度等に関する要望への回答について

団体名 一般社団法人東京空調衛生工業会

要望事項・回答

1 工事発注量の維持継続について

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、都民の皆様の生活基盤である公共工事(施設・インフラ整備等)の予算が、ここ数年縮小傾向に有ります。

持続可能な基盤整備・環境整備が図れ、良好な社会経済活動が循環するよう、公共工事予算を確保し、継続的な執行を行うようにお願いいたします。

【回答】

公共工事の発注については、それぞれの事業所管局において、事業計画に基づいて各事業の必要性や優先度を見極めた上で適切に実施されるものと認識しています。

2 分離発注方式維持継続について

東京都発注の設備工事については、「分離発注方式」を原則として実施していただいており、感謝申し上げます。

建築物の総合的な品質は設備工事の品質によっても大きく左右され、設備専門の技術を有する企業が、発注者のニーズを直接把握し、責任をもって施工する「分離発注方式」こそ、高品質の確保に最適であり「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(品確法)の趣旨に適うものと考えております。

つきましては、今後も引き続き「分離発注方式」の維持・継続を強くお 願いいたします。

また、近年都内の自治体において、一括発注が行われるケースが見受けられます。技術者不足等を理由に安易に一括発注が行われることがないよう、都による技術支援または積極的な助言を行っていただきますようお願いいたします。

【回答】

都では、中小企業が地域社会の活力や雇用の創出など、都民生活の向上に果たす役割を踏まえ、分離分割発注によって、中小企業の受注機会の確保を図っています。

業種ごとに工事を分離発注することで、事業者の専門性が発揮される効果を期待するとともに、発注ロットを適切に分割することで、技術力のある事業者間での競争環境の確保が図られると考えています。

今後とも原則として分離分割発注を徹底するよう、各局に周知していきます。

また、都内自治体への助言についてですが、発注方式に関しては、各自治体の責任の基に、それぞれの地域において抱える課題に応じ、適切に対応がなされているものと認識しています。都としては、都内の自治体に対して、都の取組などを参考として示すこと等を通じて、引き続き、都内自治体の取組を支援していきます。

3 入札契約制度について

1) 予定価格の「事後公表」について

当会は従前より、予定価格については「事後公表」とすべきであると主張してまいりました。

しかしながら、令和 2 年度の設備業種グループにおける都全体の開札対象件数では、約 9 0 %と高い割合で「事前公表」となっております。

不良不適格業者の排除の徹底と、工事品質を確保するために、予定価格を全ての案件に対して「事後公表」に変更していただきますようお願いいたします。

【回答】

入札契約制度改革の試行から本格実施に移行する際、予定価格の事後 公表により中小企業の積算に係る負担が増加し、結果として入札参加の 障壁となり、不調率が上昇したという状況なども踏まえ、低価格帯の案 件については事前公表することとしました。

今後当面は現在の制度を継続しつつも、データ検証等により制度を取り巻く状況を把握したうえで、より良い制度の構築を図っていきます。

2)「混合入札方式」について

混合入札での受注状況を見ますと、単体での受注件数割合が設備業種では約80%の割合となっています。

「混合入札方式」を継続していく上で、中小企業育成の観点からもより多くの中小企業がJVへの参加機会を増大する事が必要であると考えております。

つきましては、以下の点について御検討をお願いいたします。

① 中小企業の受注機会の確保等を図る観点から、都内中小企業とJV を組んだ場合の総合評価方式における加点措置が拡充されましたが、 加点対象となる総合評価方式は設備業種では少なく対象となる案件 は拡大しておりません。JV結成での参加を促すことからも総合評価 方式による入札案件を増やしていただきますようお願いいたします。

【回答】

都では、過度の低価格競争を抑制し、中長期的に工事品質の確保を図るため、総合評価方式の適用を推進しています。

工事の発注にあたり、総合評価方式の適用については、工事内容、工事規模、発注時期等の諸条件を勘案し、それぞれの発注部局において判断しています。

引き続き、工事内容等の諸条件を踏まえた上で、総合評価方式を積極 的に適用するよう、各局に周知していきます。

3) 主任技術者及び監理技術者の専任要件について「混合入札方式」について

主任技術者及び監理技術者の専任要件については、平成28年より、請 負金額を2,500万円から3,500万円以上への引上げる法改正が行 われましたが、公共工事における新築工事の減少や、退職等による有資格 技術者の減少等で、技術者の不足が一層顕著になってきており、専任配置 に困難をきたしております。

主任技術者及び監理技術者の専任要件を、請負金額3,500万円から、建築一式工事と同様の7,000万円以上に引上げを国土交通省へ要望しております。東京都からもご支援をお願いいたします。

【回答】

監理技術者等の配置につきましては、建設業法において定められており、都においてもこれに従っています。

専任要件の見直しがある場合には、国の動きを注視しながら、都においても対応してまいります。

4) 配置予定技術者の要件緩和について

退職等により実績要件保有者が減少しております。配置予定技術者の実績要件に関し、下請での施工実績も認めていただきますようお願いいたします。

また、入札参加条件のうち、同種工事施工実績の建物規模に係る 条件について、当該案件の建物規模の50%程度と緩和していただきますようお願いいたします。

【回答】

配置予定技術者の実績要件につきましては、工事に必要な要件を設定しており、入札参加者数の確保なども踏まえ総合的に判断しており、引き続き競争性を確保しつつ、品質確保に努めてまいります。

4 「働き方改革」の推進について

現在の建設業界の最大の課題である担い手の確保・育成並びに労働条件・労働環境の改善等、「働き方改革」の着実な推進につきましては、企業・ 業界団体・関係機関等との連携が非常に重要であります。

そのなかでも、発注者のご理解とご協力が必要不可欠な以下の主要な三項目について対応をお願いいたします。

1) 適切な工期の設定

働き方改革関連法が成立し、2024年4月から建設業も時間外労働の 上限規制が適用されることになりました。

近年の若者や女性入職者は「新3K(給与・休暇・希望)」への関心が非常に高く、労働環境の改善が最重要課題となっています。

東京都においては、平成27年度から「週休2日モデル工事」を実施していただいておりますが、週休2日の達成状況だけではなく、当初設定工期の適格性・阻害要因等併せて検証し、今後の発注に反映していただきますようお願いいたします。

【回答】

財務局では、平成 28 年度から、一斉に現場閉所する週休 2 日モデル 工事の試行を開始し、週休 2 日の実現に向けて取り組んできました。令和 2 年度は、グラウンド・解体工事において受注者の希望に応じて休日を設定できるモデル工事を始めています。このことにより例えば、4 週間の土日祝日のうち 4 日間を休日とし、残りを平日に振り替えることが可能となることで、受注者は施工状況等に応じ、工程を柔軟に計画できます。

週休2日モデル工事においては、工事完了後にアンケートの提出をお願いしており、この結果を踏まえるとともに、(一社)日本建設業連合会の「建築工事適正工期算定プログラム」を活用し、引き続き適切な工期設定に努めてまいります。

2) 適正な予定価格の算定

適正な工期や経済社会情勢の変化等を踏まえ、建設業における担い手が中長期的に確保・育成ができる予定価格を算定していただきますようお願いいたします。

また今後は、建物保全の観点から改修工事が多くなることも予想されますが、改修工事においては、施工条件や工事内容によっては予算との乖離が大きくなり、不調・不落案件が増大する事が懸念されますので、より一層適正な予定価格を算定していただくように併せてお願いいたします。

【回答】

予定価格については、積算基準に基づき、適切に積算を行っています。 積算に当たっては、最新の公共工事設計労務単価及び資材価格を適用し ており、特に、主要資材である鋼管類等については、毎月価格改正を行 っているところです。

改修工事においては、施工条件や工事内容を十分検討し、予定価格を 算定しているところです。

今後も社会情勢や施工条件等を踏まえ、適切に業務を行ってまいります。

3) 計画的な発注(発注・竣工時期の分散・平準化)

技能者・技術者が不足している現状では、発注・竣工時期が集中していては受注意欲があっても対応することは困難です。様々な手法を活用して計画的に発注を行っていただきますよう引き続きお願いいたします。

【回答】

都では、現場の稼働状況を平準化させるため、平準化率(年度の平均 稼働件数に対する4~6月の平均稼働件数の比率)を指標として導入し ており、令和3年度末を目標とする具体的な目標値を業種ごとに定め、 債務負担行為や繰越明許費等を活用した施工時期等の平準化に積極的に 取り組んでおります。

引き続き、全庁をあげて平準化にかかる取組を確実に推進していきます。